

自己資本の充実の状況

1. 単体における事業年度の開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項…………… 53
- 定性的な開示事項…………… 54
 - (1)自己資本調達手段の概要…………… 54
 - (2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要…………… 54
 - (3)信用リスクに関する事項…………… 54
 - (4)信用リスク削減手法に関する
リスク管理の方針及び手続きの概要…………… 54
 - (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関するリスク管理
の方針及び手続きの概要…………… 55
 - (6)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 55
 - (7)オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 56
 - (8)出資等エクスポージャーに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要…………… 56
 - (9)金利リスクに関する事項…………… 57
- 定量的な開示事項…………… 58
 - (1)自己資本の充実度に関する事項…………… 58
 - (2)信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用
されるエクスポージャー及び証券化エ
クスポージャーを除く)…………… 59
 - (3)信用リスク削減手法に関する事項…………… 61
 - (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項…………… 61
 - (5)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 61
 - (6)出資等エクスポージャーに関する事項…………… 62
 - (7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用
されるエクスポージャーに関する事項…………… 62
 - (8)金利リスクに関する事項…………… 62

2. 連結会計年度の開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項…………… 63
- 定性的な開示事項…………… 64
 - (1)連結の範囲に関する事項…………… 64
 - (2)自己資本調達手段の概要…………… 64
 - (3)自己資本の充実度に関する評価方法の概要…………… 64
 - (4)信用リスクに関する事項…………… 64
 - (5)信用リスク削減手法に関する
リスク管理の方針及び手続きの概要…………… 64
 - (6)派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関するリスク管理
の方針及び手続きの概要…………… 64
 - (7)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 64
 - (8)オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 64
 - (9)出資等エクスポージャーに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要…………… 64
 - (10)金利リスクに関する事項…………… 64
- 定量的な開示事項…………… 65
 - (1)その他金融機関等であって信用金庫の子法
人等であるもののうち、自己資本比率規制
上の所要自己資本を下回った会社の名称と
所要自己資本を下回った額の総額…………… 65
 - (2)自己資本の充実度に関する事項…………… 65
 - (3)信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用
されるエクスポージャー及び証券化エ
クスポージャーを除く)…………… 66
 - (4)信用リスク削減手法に関する事項…………… 66
 - (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項…………… 66
 - (6)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 66
 - (7)出資等エクスポージャーに関する事項…………… 66
 - (8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用
されるエクスポージャーに関する事項…………… 67
 - (9)金利リスクに関する事項…………… 67

1 単体における事業年度の開示事項

■自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円・%)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	54,362	55,481
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,339	1,332
うち、利益剰余金の額	53,079	54,202
うち、外部流出予定額(△)	53	53
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,931	1,974
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,931	1,974
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	56,294	57,455
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	171	186
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	171	186
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	171	186
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	56,122	57,269
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	308,600	316,952
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,314	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,314	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,248	16,332
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	325,848	333,284
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.22	17.18

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 定性的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	帯広信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,332百万円

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の2020年3月末の自己資本比率は17.18%と国内基準の4%を大きく上回っており、自己資本の充実度に関しましては、経営の健全性・安全性を十分確保しております。

また、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに策定する事業運営計画に基づいた業務運営を通じて得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画につきましては、地域の経済環境や市場の金利動向を十分に踏まえたうえで策定しており、実現性の高い計画と考えております。

(3) 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、ご融資先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクが金庫経営に重大な影響を与えることを十分に認識し、地域金融機関として経営の健全性を維持・確保するための「信用リスク管理方針」を定め、信用リスクの特定・評価・モニタリング及びコントロール等の信用リスク管理に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、厳格な資産自己査定を実施しております。また、ご融資先については信用格付の導入・整備等により、市場取引については格付機関による格付やその他の定性・定量情報による個別のリスク管理により、信用リスク計測の高度化に向けた態勢整備を進めております。

信用リスクのモニタリングにつきましては、ローン・ポートフォリオ（与信構造）管理、大口信用集中リスクの管理、問題債権の管理及び経営改善支援先の管理等を行い、信用リスクの状況を適切に把握・管理しております。

信用リスクのコントロールにつきましては、クレジット・リミットの設定、営業推進部門から独立した信用リスク管理部門での牽制機能を有した個別案件審査を行っており、また、経営コンサルティング室による経営改善支援先に対する事業再生取り組み等の態勢を整備しております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的に理事会・常務会等に報告を行い、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定業務取扱規程」及び「資産の償却・引当金計上事務取扱規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

投資信託については、ファンドごとに定められた格付機関を採用しております。

- ・株式会社格付投資情報センター（通称：R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（通称：JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（通称：ムーディーズ）
- ・S&Pグローバル・レーティング（通称：S&P）

(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法であり、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際しては、お客さまの経営状況、資金使途、回収の可能性などを総合的に判断して、事業からのキャッシュフローを重視し、保全のための担保や第三者保証に過度に依存しないよう努めております。しかしながら、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

また、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」や「担保関係事務取扱要領」等により、適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。ご融資先が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める内部規程等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

パーゼルIIIで定められている信用リスク削減手法として、当金庫では以下の手法を採用しております。ただし、投資信託については、ファンドごとに定められたリスク管理の方針に基づき、ファンドにおいて適切に対応しております。

・適格金融資産担保

当金庫預積金担保（定期預金・定期積金）を適格金融資産担保とし、被担保債権について、原資産及びご融資先のリスク・ウェイトに代えて当該担保のリスク・ウェイトを適用しております。

担保額については融資債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

・貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は定期預金及び定期積金とし、貸出金の残存期間を上回る預金については全額を信用リスク削減額としております。

・保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及びご融資先のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを全部又は一部適用しております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの長期固定金利による資金調達にお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に、派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、金利スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

派生商品取引には、市場リスクと信用リスクが内包されております。市場リスクとは、市場の変動により損失を受けるリスクです。一方、信用リスクとは、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受けるリスクです。市場リスクへの対応としては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。信用リスクへの対応としては、総与信取引における与信判断によりリスク管理を行っております。万一、当金庫が取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じた場合でも、提供可能な資産を十分保有しておりますので、財務上の資産に対する影響はありません。

投資信託については、ファンドごとに定められたリスク管理の方針に基づき、ファンドにおいて適切に対応しております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理事務取扱規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理をしております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等を原資産として、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引を指し、証券化エクスポージャーとは、この証券化取引にかかるエクスポージャーを指します。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引のことを指します。

証券化取引における役割は、証券化エクスポージャーを含む金融商品等に投資する投資家と、証券化取引における原資産の保有者であるオリジネーターに大きく分類されます。当金庫が証券化取引を行う場合には、主に有価証券等への投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む。）については、信用リスク、市場リスク及び市場流動性リスク等が内包されております。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により取引が不可能になることや、通常

用語解説

コア資本

損失吸収力の高い普通出資及び内部留保を中心につつ、優先出資及び一般貸倒引当金等を加えたものをいう。

リスク・ウェイト

債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

エクスポージャー

リスクに晒されている資産のことで、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。

リスク・アセット

貸出金や有価証券などのリスクを有する資産を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じて再評価した資産金額。

派生商品（デリバティブ）

有価証券や通貨などの金融資産（原資産）から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品。具体的には先物・スワップ・オプションなどが該当。

オリジネーター

原資産の所有者。

よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを指します。
このため、証券化エクスポージャーを含む金融商品等への投資については、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

ロ. 自己資本比率告示第 248 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで（自己資本比率告示第 302 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーを含む金融商品等にかかるリスクの認識については、市場動向、原資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、毎月、他の運用商品とともに常務会等に報告し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化エクスポージャーを含む金融商品等への投資は、他の運用商品とともに有価証券等にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、当金庫が定める「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

資産流動化に付随する信用供与取引（A B L 貸出）については、当金庫所定の与信審査手続きに基づき取り扱っております。なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行っております。

ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

二. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

当金庫は標準的手法を採用しております。

ホ. 証券化取引に関する会計方針

証券化取引及び再証券化取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理事務取扱規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

ヘ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 機関を採用しております。

- ・株式会社格付投資情報センター（通称：R & I）
- ・株式会社日本格付研究所（通称：J C R）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（通称：ムーディーズ）
- ・S & P グローバル・レーティング（通称：S & P）

（7）オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクをオペレーショナル・リスクとして認識しております。

これらのオペレーショナル・リスクの総合的な管理を目的として、「オペレーショナル・リスク管理方針」を定めており、この方針に基づき、組織体制や管理の仕組みを整備するとともに、監査部門による監査結果や営業店による自主点検の結果等を分析・評価して、リスク顕現化の未然防止及びリスクの極小化に努めております。また、オペレーショナル・リスクの管理の状況は、リスク管理委員会等で定期的に協議・検討を行っております。

ロ. オペレーショナル・リスクの相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

（8）出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、上場株式等に投資を行う投資信託、金融機関や投資事業組合等への出資が該当します。

これらのうち、上場株式、上場優先出資証券、上場株式等に投資を行う投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（V a R）によるリスク計測によって把握するとともに、定期的に常務会等に報告を行い、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、上場株式、上場優先出資証券、上場株式等に投資を行う投資信託への投資は、証券化エクスポージャーと同様、有価証券等にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、債券投資等も含めたポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、金融機関や投資事業組合等への出資に関しては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告

を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的に常務会等に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理事務取扱規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

（9）金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクの計測や、金利更改を動案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを、ALM 管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM 委員会等で協議検討を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。また、金利スワップなどのヘッジ手段も使用しております。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

(イ) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注 1）及び Δ NII（注 2）ならびに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注 1) 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注 2) IRRBB のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25 年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5 年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	考慮していません
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません
内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	Δ EVE は、前事業年度末と比較し、3,813 百万円増加しました Δ NII は、開示初年度につき、記載はありません
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	金利リスクについては適切にモニタリング及びコントロールが行われており、当金庫の自己資本の額に対する Δ EVE の割合は、リスク管理上問題ない水準と認識しております

(ロ) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

A. 金利ショックに関する説明

- ・自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、金利リスクの影響を定期的に検証しております。
- ・収益管理、経営上の判断その他の目的で金利リスクを評価する場合には、VaR に基づくリスク量や金利 1 % 上昇時のリスク量を定期的に計測しているほか、市場環境等を考慮したタイムリーな金利シナリオに基づくシミュレーションを、適時、行っております。

B. 金利リスク計測の前提及びその意味

- ・内部管理上、金利リスクを含め市場リスク全体を VaR 等により計測しており、信用リスクやオペレーショナル・リスクとともに、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。

用語解説

金利リスク

市場の一般的な金利水準の変動に伴って金融資産の価値が変動するリスク。

金利ショック

金利の変化(衝撃)のことで、上下 200 ベース・ポイント(2%)の平行移動や 1 パーセントイル値と 99 パーセントイル値などの計算方法がある。

ALM

資産・負債の総合管理。主に金融機関で活用されているバランスシートのリスク管理方法で Asset Liability Management の略。

パーセントイル値

計測値を順番に並べたパーセント目の値。99 パーセントイル値は 99 パーセント目の値。

オペレーショナル・リスク

金融機関の内部管理態勢の不備や、災害等外部要因から損失を被るリスク。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスクなどがある。

■ 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	308,600	12,344	316,952	12,678
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	272,824	10,912	292,053	11,682
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	70	2	50	2
我が国の政府関係機関向け	887	35	590	23
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,244	2,049	61,495	2,459
法人等向け	85,978	3,439	89,743	3,589
中小企業等向け及び個人向け	57,293	2,291	60,398	2,415
抵当権付住宅ローン	8,214	328	7,764	310
不動産取得等事業向け	38,948	1,557	44,540	1,781
3ヵ月以上延滞等	293	11	417	16
取立未済手形	29	1	19	0
信用保証協会等による保証付	1,944	77	1,836	73
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	87	3	62	2
出資等のエクスポージャー	87	3	62	2
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	27,831	1,113	25,135	1,005
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	13,883	555	11,397	455
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,031	121	3,031	121
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,278	131	3,041	121
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	7,637	305	7,664	306
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	38,069	1,522	26,307	1,052
ルック・スルー方式	38,069	1,522	26,307	1,052
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1,250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,314	△ 92	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	21	0	16	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,248	689	16,332	653
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	325,848	13,033	333,284	13,331

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこと。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのこと。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別及び残存期間別) (単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	723,812	754,502	320,268	335,290	135,939	108,584	70	54	347	676
国 外	40,048	47,984	5,017	10,356	35,029	37,624	-	-	-	-
地 域 別 合 計	763,861	802,487	325,285	345,647	170,969	146,208	70	54	347	676
製 造 業	17,213	16,446	12,619	12,072	4,594	4,373	-	-	25	17
農 業、林 業	11,436	12,811	11,436	12,811	-	-	-	-	14	195
漁 業	86	84	86	84	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1,035	947	1,035	947	-	-	-	-	-	-
建 設 業	21,592	22,524	20,781	21,733	810	790	-	-	11	10
電気・ガス・熱供給・水道業	23,296	20,140	5,548	6,276	17,745	13,861	-	-	-	-
情 報 通 信 業	2,496	2,631	330	316	1,810	1,802	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	7,864	10,238	6,572	9,446	1,292	791	-	-	3	-
卸 売 業、小 売 業	35,324	36,692	33,523	35,291	1,800	1,400	-	-	52	8
金 融 業、保 険 業	302,636	345,416	16,311	21,098	34,339	31,514	70	54	-	-
不 動 産 業	43,444	47,654	41,100	45,337	2,319	2,316	-	-	12	73
物 品 賃 貸 業	2,412	2,765	2,412	2,765	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,187	2,132	2,186	2,132	-	-	-	-	0	9
宿 泊 業	3,634	3,368	3,634	3,368	-	-	-	-	2	40
飲 食 業	3,172	3,087	3,172	3,087	-	-	-	-	80	7
生活関連サービス業、娯楽業	5,104	5,330	4,798	5,325	300	-	-	-	1	3
教 育、学 習 支 援 業	1,663	2,039	1,663	2,039	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	17,524	17,556	17,524	17,556	-	-	-	-	0	187
そ の 他 の サ ー ビ ス	6,412	6,395	6,352	6,334	50	50	-	-	58	44
国・地方公共団体等	169,777	154,777	63,871	65,471	105,906	89,306	-	-	-	-
個 人	69,721	71,631	69,721	71,631	-	-	-	-	84	76
そ の 他	15,823	17,815	600	517	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	763,861	802,487	325,285	345,647	170,969	146,208	70	54	347	676
1 年 以 下	279,315	200,509	60,890	67,118	43,017	27,227	45	29	-	-
1 年 超 3 年 以 下	106,637	200,595	35,155	29,096	31,446	26,414	-	24	-	-
3 年 超 5 年 以 下	69,146	66,824	29,491	36,884	39,630	29,940	24	-	-	-
5 年 超 10 年 以 下	105,303	95,897	73,433	71,977	25,524	18,418	-	-	-	-
10 年 超	156,330	183,512	125,480	139,804	30,850	43,707	-	-	-	-
期間の定めのないもの	47,127	55,148	835	765	500	500	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	763,861	802,487	325,285	345,647	170,969	146,208	70	54	-	-

- (注) 1. 貸出金の残高は、個別貸倒引当金控除前の額です。また、オフ・バランス取引は与信相当額です。
 2. 「信用リスクエクスポージャー期末残高」は、「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」を含みます。
 3. 投資信託、その他の証券、買入金銭債権、金銭の信託、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、その他資産等の信用リスクエクスポージャー期末残高は、一括して「その他」に計上しております。
 4. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 5. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 / 47 ページを参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金											貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
					目的使用		その他						
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度			
国内	3,796	3,172	3,172	3,061	508	196	3,288	2,976	3,172	3,061			
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地域別合計	3,796	3,172	3,172	3,061	508	196	3,288	2,976	3,172	3,061			
製造業	502	149	149	147	204	-	298	149	149	147	0	6	
農業、林業	29	28	28	121	-	-	29	28	28	121	-	47	
漁業	3	0	0	-	-	-	3	0	0	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	211	27	27	86	176	-	34	27	27	86	9	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	
運輸業、郵便業	71	67	67	61	-	-	71	67	67	61	-	-	
卸売業、小売業	860	905	905	904	5	0	854	904	905	904	-	6	
金融業、保険業	0	2	2	4	-	-	0	2	2	4	-	-	
不動産業	172	120	120	115	-	-	172	120	120	115	0	16	
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究・専門・技術サービス業	4	143	143	122	-	-	4	143	143	122	-	-	
宿泊業	502	509	509	294	-	194	502	315	509	294	0	4	
飲食業	29	15	15	15	6	-	22	15	15	15	1	0	
生活関連サービス業、娯楽業	11	6	6	6	-	-	11	6	6	6	-	-	
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療、福祉	1,352	1,150	1,150	1,126	114	-	1,237	1,150	1,150	1,126	0	-	
その他のサービス	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	45	43	43	54	-	1	45	42	43	54	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	3,796	3,172	3,172	3,061	508	196	3,288	2,976	3,172	3,061	12	82	

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2018年度			2019年度		
	格付適用有り	格付適用無し	合計	格付適用有り	格付適用無し	合計
0%	-	201,588	201,588	-	182,551	182,551
10%	-	28,558	28,558	-	24,870	24,870
20%	232,296	28,747	261,043	2,241	307,574	309,815
35%	-	23,628	23,628	-	22,335	22,335
50%	44,435	122	44,557	43,362	288	43,650
75%	-	69,076	69,076	-	73,728	73,728
100%	7,001	122,935	129,936	4,657	135,925	140,583
150%	-	151	151	-	126	126
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	5,321	5,321	-	4,825	4,825
1,250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	283,733	480,128	763,861	50,261	752,225	802,487

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項 / 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,737	3,476	21,567	19,468

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (単位：百万円)

	2018年度	2019年度
	与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	20	5
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	70	54	70	54
(i) 外国為替関連取引	45	29	45	29
(ii) 金利関連取引	24	24	24	24
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	70	54	70	54

担保の種類別の額 / 該当する項目がありません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額 / 該当する項目がありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 / 該当する項目がありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ①原資産の合計額等 / 該当する項目がありません。
- ②原資産を構成するエクスポージャーに係る3ヵ月以上延滞エクスポージャーの額等 / 該当する項目がありません。
- ③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 / 該当する項目がありません。
- ④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 / 該当する項目がありません。
- ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 / 該当する項目がありません。
- ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) / 該当する項目がありません。
 - b. 再証券化エクスポージャー / 該当する項目がありません。
- ⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
 - a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) / 該当する項目がありません。
 - b. 再証券化エクスポージャー / 該当する項目がありません。
- ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳 / 該当する項目がありません。
- ⑨早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 / 該当する項目がありません。
- ⑩保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 / 信用リスク削減手法の適用はありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）／該当する項目がありません。
- b. 再証券化エクスポージャー／該当する項目がありません。
- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
- a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）／該当する項目がありません。
- b. 再証券化エクスポージャー／該当する項目がありません。
- ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無／信用リスク削減手法の適用はありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	3,118	3,118	3,094	3,094
合計	3,118	3,118	3,094	3,094

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却額	1,252	2,998
売却益	11	219
売却損	32	12
償却	9	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額／該当する項目がありません。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額／該当する項目がありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	37,914	49,354
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		Δ EVE		Δ NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	13,178	9,365	41					
2	下方パラレルシフト	0	4	816					
3	スティープ化	9,648	8,713						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	13,178	9,365	816					
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	57,269		56,122					

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

2 連結会計年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円・%)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	54,377	55,496
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,339	1,332
うち、利益剰余金の額	53,094	54,217
うち、外部流出予定額(Δ)	53	53
うち、上記以外に該当するものの額	△3	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,931	1,974
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,931	1,974
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	56,309	57,471
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	171	186
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	171	186
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	171	186
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	56,137	57,284
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	308,595	316,947
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,314	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,314	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,256	16,340
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	325,851	333,287
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.22	17.18

- (注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
- なお、当金庫は国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■ 定性的な開示事項

(1) 連結の範囲に関する事項

イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

当金庫の連結グループに属する会社は「おびしんビジネスサービス株式会社」です。

「おびしんビジネスサービス株式会社」は、財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、会計連結範囲に含めておりません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 おびしんビジネスサービス株式会社

主要な業務の内容 19ページをご覧ください。

ハ. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容／該当ありません。

二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの

名称 おびしんビジネスサービス株式会社

総資産の額 37百万円

純資産の額 25百万円

主要な業務の内容 19ページをご覧ください。

ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要／該当ありません。

(2) 自己資本調達手段の概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(54ページを参照ください)

(3) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(54ページを参照ください)

(4) 信用リスクに関する事項

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(54ページを参照ください)

(5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(54ページを参照ください)

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(55ページを参照ください)

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(55ページを参照ください)

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(56ページを参照ください)

(9) 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(56ページを参照ください)

(10) 金利リスクに関する事項

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(57ページを参照ください)

■ 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	308,595	12,343	316,947	12,677
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	272,818	10,912	292,048	11,681
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	70	2	50	2
我が国の政府関係機関向け	887	35	590	23
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,244	2,049	61,495	2,459
法人等向け	85,978	3,439	89,743	3,589
中小企業等向け及び個人向け	57,293	2,291	60,398	2,415
抵当権付住宅ローン	8,214	328	7,764	310
不動産取得等事業向け	38,948	1,557	44,540	1,781
3ヵ月以上延滞等	293	11	417	16
取立未済手形	29	1	19	0
信用保証協会等による保証付	1,944	77	1,836	73
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	77	3	52	2
出資等のエクスポージャー	77	3	52	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	27,836	1,113	25,140	1,005
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	13,883	555	11,397	455
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,031	121	3,031	121
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,282	131	3,046	121
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,638	305	7,665	306
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	38,069	1,522	26,307	1,052
ルック・スルー方式	38,069	1,522	26,307	1,052
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,314	△ 92	△ 1,425	△ 57
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	21	0	16	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,256	690	16,340	653
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	325,851	13,034	333,287	13,331

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法）
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別及び残存期間別) (単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
		2018年度		2019年度		2018年度		2019年度		2018年度		2019年度	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ 取引	3か月以上延滞 エクスポージャー	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国	内	723,805	754,494	320,268	335,290	135,939	108,584	70	54	347	676		
国	外	40,048	47,984	5,017	10,356	35,029	37,624	-	-	-	-		
地 域 別 合 計		763,854	802,479	325,285	345,647	170,969	146,208	70	54	347	676		
製 造		17,213	16,446	12,619	12,072	4,594	4,373	-	-	25	17		
農 業、林 業		11,436	12,811	11,436	12,811	-	-	-	-	14	195		
漁 業		86	84	86	84	-	-	-	-	-	-		
鉱業、採石業、砂利採取業		1,035	947	1,035	947	-	-	-	-	-	-		
建設		21,592	22,524	20,781	21,733	810	790	-	-	11	10		
電気・ガス・熱供給・水道業		23,296	20,140	5,548	6,276	17,745	13,861	-	-	-	-		
情報通信業		2,496	2,631	330	316	1,810	1,802	-	-	-	-		
運輸業、郵便業		7,864	10,238	6,572	9,446	1,292	791	-	-	3	-		
卸売業、小売業		35,324	36,692	33,523	35,291	1,800	1,400	-	-	52	8		
金融業、保険業		302,636	345,416	16,311	21,098	34,339	31,514	70	54	-	-		
不動産業		43,444	47,654	41,100	45,337	2,319	2,316	-	-	12	73		
物品賃貸業		2,412	2,765	2,412	2,765	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業		2,187	2,132	2,187	2,132	-	-	-	-	0	9		
宿泊業		3,634	3,368	3,634	3,368	-	-	-	-	2	40		
飲食業		3,172	3,087	3,172	3,087	-	-	-	-	80	7		
生活関連サービス業、娯楽業		5,104	5,330	4,798	5,325	300	-	-	-	1	3		
教育、学習支援業		1,663	2,039	1,663	2,039	-	-	-	-	-	-		
医療、福祉		17,524	17,556	17,524	17,556	-	-	-	-	0	187		
その他のサービス		6,402	6,385	6,352	6,334	50	50	-	-	58	44		
国・地方公共団体等		169,777	154,777	63,871	65,471	105,906	89,306	-	-	-	-		
個人		69,721	71,631	69,721	71,631	-	-	-	-	84	76		
その他の		15,826	17,817	600	517	-	-	-	-	-	-		
業 種 別 合 計		763,854	802,479	325,285	345,647	170,969	146,208	70	54	347	676		
1 年 以 下		279,315	200,509	60,890	67,118	43,017	27,227	45	29	-	-		
1 年 超 3 年 以 下		106,637	200,595	35,155	29,096	31,446	26,414	-	24	-	-		
3 年 超 5 年 以 下		69,146	66,824	29,491	36,884	39,630	29,940	24	-	-	-		
5 年 超 10 年 以 下		105,303	95,897	73,433	71,977	25,524	18,418	-	-	-	-		
10 年 以 上		156,330	183,512	125,480	139,804	30,850	43,707	-	-	-	-		
期間の定めのないもの		47,119	55,140	835	765	500	500	-	-	-	-		
残 存 期 間 別 合 計		763,854	802,479	325,285	345,647	170,969	146,208	70	54				

(注) 1. 貸出金の残高は、個別貸倒引当金控除後の額です。又、オフ・バランス取引は与信相当額です。
 2. 「信用リスクエクスポージャー期末残高」は、「3か月以上延滞エクスポージャー」を含みます。
 3. 投資信託、その他の証券、買入金銭債権、金銭の信託、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、その他資産等の信用リスクエクスポージャー期末残高は、一括して「その他」に計上しております。
 4. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 5. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 7. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等は、単体における事業年度の開示事項と同額です。(ロ. 47ページ、ハ. 60ページをそれぞれ参照ください)

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2018年度			2019年度		
	格付適用有り	格付適用無し	合 計	格付適用有り	格付適用無し	合 計
0%	-	201,588	201,588	-	182,551	182,551
10%	-	28,558	28,558	-	24,870	24,870
20%	232,296	28,747	261,043	2,241	307,574	309,815
35%	-	23,628	23,628	-	22,335	22,335
50%	44,435	122	44,557	43,362	288	43,650
75%	-	69,076	69,076	-	73,728	73,728
100%	7,001	122,925	129,927	4,657	135,916	140,573
150%	-	151	151	-	126	126
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	5,323	5,323	-	4,827	4,827
1,250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	283,733	480,120	763,854	50,261	752,218	802,479

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

- (4) 信用リスク削減手法に関する事項 / 単体における事業年度の開示項目と同額です。(61ページを参照ください)
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 / 単体における事業年度の開示項目と同額です。(61ページを参照ください)
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 / 単体における事業年度の開示項目と同額です。(61ページを参照ください)
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項 / 単体における事業年度の開示項目と同額です。(62ページを参照ください)

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 / 単体における事業年度の開示項目と同額です。(62ページを参照ください)

(9) 金利リスクに関する事項 (単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク									
項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	13,178	9,365	41					
2	下方パラレルシフト	0	4	816					
3	スティープ化	9,648	8,713						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	13,178	9,365	816					
		ホ		ヘ					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
8	自己資本の額			57,284		56,137			

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「年度報酬」及び「役員賞与(標準賞与)」、在任期間中の職務執行の対価として退任時に支払う「退任手当金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【年度報酬及び役員賞与】

非常勤を含む全役員の年度報酬及び役員賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の役位に基づき年度報酬額及び役員賞与額(標準賞与額)の上限金額を当金庫の理事会において決定しております。

なお、標準賞与額につきましては、役付理事に対して経営責任を明確にするために計画利益の未達成率と同率を減額する基準を設けており、更にその未達成率が50%を超えた場合は、常勤の理事全員の全額を支給しないこととしております。

また、各監事の年度報酬及び役員賞与につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任手当金】

退任手当金につきましては、「役員退任手当支給規程」に基づき在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退任手当金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払時期 c. 支払方法

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	368

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
 2. 上記の内訳は、「年度報酬」143百万円、「役員賞与(標準賞与)」17百万円、「退任手当金」207百万円となっております。「退任手当金」は、当年度中に支払った退任手当金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号ならびに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 なお、2019年度においては、該当する会社はありませんでした。
 3. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。